

令和8年
6月から

使用料が変わります



市では、下水道事業等経営審議会からの答申を踏まえ、事業の経営基盤の安定化を図るため、使用料を改定いたします。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

いつから変わるの？

令和8年6月以降に使用した分から、改定後の使用料になります。

令和8年4月	5月	6月	7月	8月
4・5月使用分 (6月支払い) ← 改定前の使用料 →		▼ 納付書発行(旧使用料) 口座振替(旧使用料)▼	6・7月使用分(8月支払い) → 改定後の使用料 ←	▼ 納付書発行(新使用料) 口座振替(新使用料)▼

いくらになるの？

基本料・人員割料ともに、平均47.89%の引上げとなります。

区分	現行使用料	改定額	新使用料
基本料	2,170円	+1,050円	3,220円
人員割料	440円	+200円	640円

※1か月分・消費税込

詳しくは、下記の一覧表をご覧ください。

なお、農業集落排水施設使用料は、原則2か月分をまとめて請求しております。

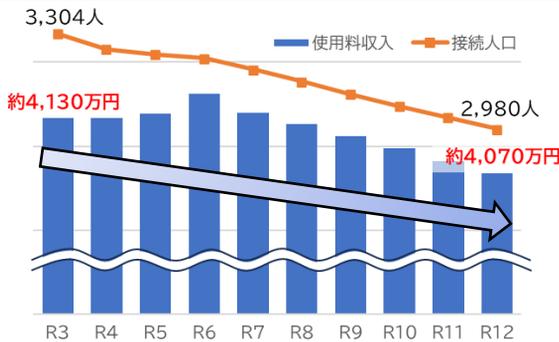
世帯人員	現行使用料	改定額	新使用料
1人	5,220円	+2,500円	7,720円
2人	6,100円	+2,900円	9,000円
3人	6,980円	+3,300円	10,280円
4人	7,860円	+3,700円	11,560円
5人	8,740円	+4,100円	12,840円

※2か月分・消費税込

使用料の改定が必要な理由

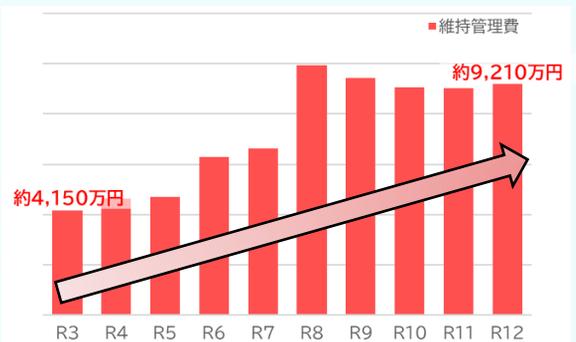
1 使用料収入の低減

人口減少により、使用料収入は減少傾向が続くものと見込まれます。



2 経費の増大

物価高や人件費の上昇により、経費が増大していくものと見込まれます。



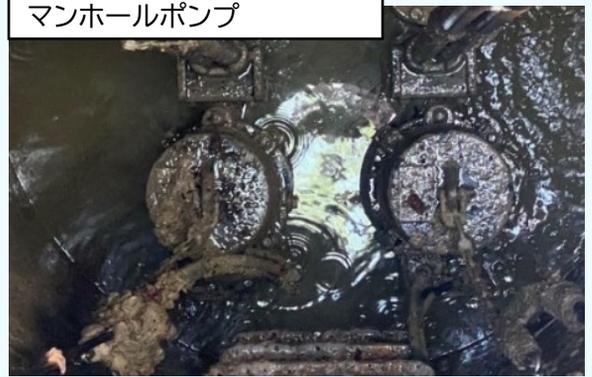
3 施設老朽化対応費用の増加

施設の老朽化対応に、費用が増大していくものと見込まれます。

・経年劣化し修繕が必要となるスクリーンユニット

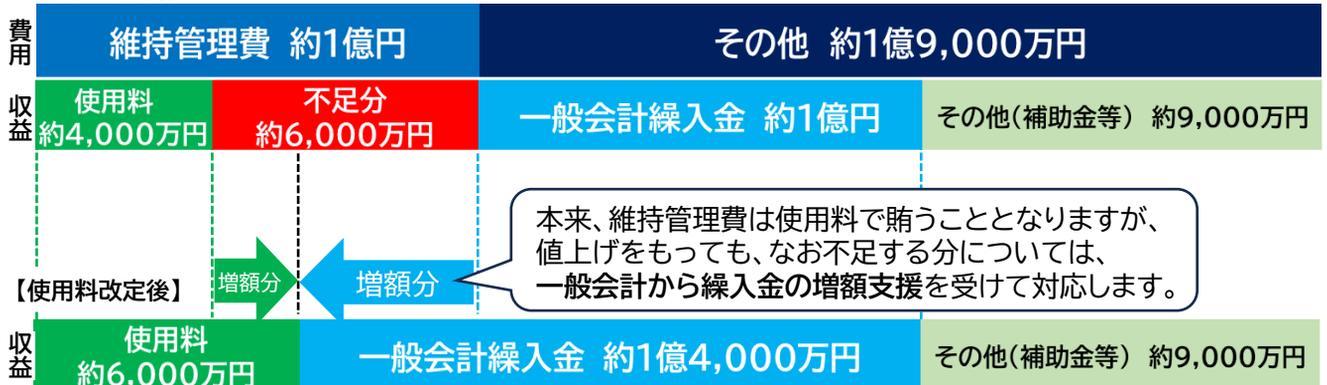


・経年劣化し更新が必要となるマンホールポンプ



●使用料値上げによる経営改善イメージ(令和8年度～令和12年度の年平均額)

【使用料改定前】



いわき市水再生の
マスコットキャラクター
「あいちゃん」

- ① 使用料改定の詳細について
- ② 答申の内容について

① 使用料改定



② 答申内容

